入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年9月12日
契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　濱田　純一
代理人　施設部長　笠原　　隆
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第３号

１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名称　東京大学目白台国際宿舎(仮称)新営工事
⑶　工事場所　東京都文京区目白台三丁目28番６号
⑷　工事概要　東京大学目白台国際宿舎(仮称)の実施設計（詳細設計支援）及び工事(施工)
・構造規模　鉄筋コンクリート造及びプレストレストコンクリート造、地上８階・地下１階
・延べ面積　約38,900㎡
工事内容
・建築一式
・電力設備一式、受変電設備一式、通信情報設備一式
・空調設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、動力設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、消火設備一式、給湯設備一式、都市ガス設備一式、屋外設備一式
⑸　工事期間　契約締結日の翌日から平成29年６月30日まで。
⑹　本工事は、入札時に実施設計（詳細設計支援）の考え方及び工事（施工）の方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による。
⑺　本工事は､「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事（施工）である。
２　入札参加希望者の競争参加資格
⑴　入札参加希望者の構成等　本工事の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。)は、本工事の実施設計（詳細設計支援）及び工事（施工）を実施することを予定する単独企業（建設業者）とする。ただし、入札参加希望者は、実施設計(詳細設計支援)及び工事（施工）開始後、入札参加希望者から実施設計（詳細設計支援）の主要な部分の一部を委託し、又は工事（施工）の主要な部分の一部を請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。)についても、競争参加資格確認申請書の提出時において協力企業として明らかにすること。
⑵　入札参加希望者（協力企業を含む。)の競争参加資格
１）「東京大学契約事務取扱規程」(平成16年東大規則第176号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
２）文部科学省における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（協力企業にあっては該当する場合に限る。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
４）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)等の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
５）本工事について、大学がアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画と本アドバイザリー業務において協力関係にある石井法律事務所、大学が設備実施設計業務を委託した株式会社総合設備計画（以下、これらを総称して「当該受託者」という。)又は当該受託者と以下の基準のいずれかに該当する関係において関連がある者でないこと。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業
イ　代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該企業
６）入札参加希望者（協力企業を含む。)の間に以下の基準のいずれかに該当する関係において関連がある者でないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第12条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　親会社と子会社の関係にある場合
②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
・その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
７）最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者であること。
８）警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　実施設計（詳細設計支援）に関する競争参加資格　入札参加希望者（協力企業（設計）を含む。)は、次の競争参加資格を満たすこと。
⑴　入札参加希望者及び協力企業（設計）は、下記に示す競争参加資格を満たしていること。
１）文部科学省において平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
２）経営状況が健全であること。なお､「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
３）不正又は不誠実な行為がないこと。
４）「建築士法（昭和25年５月24日法律第202号)」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑵　入札参加希望者及び協力企業（設計）は、該当する業務において、平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記１）から２）に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した実施設計（ただし、新営に限る。)の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（意匠分野・構造分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
１）管理技術者、意匠主任担当技術者
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下１階以上かつ地上４階以上、延べ面積15,000㎡以上
イ　建物用途　寄宿舎、共同住宅、校舎又は研究施設
※ア、イは、同一の工事であること。以下同じ。